



*Walkable City*  
*Minakama*

# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和5年8月24日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 4 6 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について	1
議第 4 7 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2

◎ 条例の趣旨

美濃加茂市常勤の特別職職員である市長、副市長の給料月額、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年美濃加茂市条例第21号。以下「特別職給与条例」という。）第3条で規定されているが、一定の期間についてこの条例とは異なる給料月額を規定するため特例の条例を新規に制定するものです。

◎ 条例の概要

市長の給与について、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6箇月の間、特別職給与条例に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とします。

副市長の給与について、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの3箇月の間、特別職給与条例に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とします。

市長、副市長ともに当該減額の期間に係る期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第3条に定める額とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第1項）

この条例は、令和5年10月1日から施行します。

○ 条例の失効（第2項）

この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失います。

〔議第 47 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書：2 頁】

◎ 改正の概要	
○ 法改正情報	
公布された法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)</li> <li>○こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令(令和5年内閣府令第33号)</li> <li>○こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)</li> </ul>
条例改正に影響する施行日	法律 令和5年9月16日 府令及び省令 令和5年4月1日
改正された法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)</li> <li>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。)</li> <li>○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。)</li> </ul>
条例改正に影響する条	認定こども園法 第3条 基準府令 第15条、第37条及び第44条 基準省令 第25条
○ 条例改正趣旨	
認定こども園法並びにこども家庭庁設置に伴う基準府令及び基準省令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものです。	

◎ **改正の主な内容**

- 認定こども園法の改正による項ずれを反映するもの（美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条）

認定こども園法第3条第11項が同条第10項へ繰り上がることから、所要の改正を行うものです。

- 厚生労働省から内閣府への事務移管を反映するもの（美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条、第38条及び第45条、美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条）

事務移管に伴い「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」へ所要の改正を行うものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。